

「放射能汚染・放射能被害から子どもたちを守るために」

全日本教職員組合

はじめに

1. **国の責任で、放射能汚染の調査・測定を徹底的に行い、情報を公開する**
 - (1) 国の責任で放射線量のきめ細かな測定を徹底的に行うこと
 - (2) 国は、子どもたちの健康調査、治療を継続的に行うこと
2. **国の責任で、放射能検査体制を抜本的に強化し、食の安全を守る**
3. **放射能被害から子どもたちを守り、安心して学べる教育条件整備を一刻も早く行う**
 - (1) 放射能を除去し、安全・安心な教育環境をつくること
 - (2) 学校と子どもたちを守るために教職員をふやすこと
 - (3) 安心して学び続けられるための施策をおこなうこと
 - (4) 福島県独自の教育課題を改善すること
4. **子どもたちに放射能・エネルギーの正しい認識を培う教育をすすめる**
 - (1) 「安全神話」をふりまいてきた原発推進教育を転換すること
 - (2) 安全・安心な子どもたちの校外活動が行われるようにすること
5. **子どもたちの未来のために、原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を行う**

■はじめに

「外で運動会をして、思いっきり走りたかった」と、一生にたった一度の思い出をつくることすら叶わなかった福島の子どもたち。「先生、どんぐり拾っていいの？」と聞く千葉の小学生。放射能汚染の広がり子どもたちから当たり前の生活を奪っています。また、「この食材を食べさせても大丈夫？」と全国の親たちは毎日不安にかられています。

3月11日の東日本大震災と津波により発生した東京電力福島第一原発事故は、9カ月を過ぎた今も収束の見通しが立っていません。今回の原発事故により、広島に投下された原爆の168倍にもものぼるセシウム137など大量の放射性物質が放出されました。文部科学省（以下、文科省）発表の放射線量等分布マップによると汚染は東北・関東のみならず広範囲にわたり、避難区域以外でも放射線量が高い地域が点在しています。放射能への不安は全国に広がっています。

子どもたちは、今も毎日、放射線を受けながら生活しています。放射線被ばくは「少なければ少ないほどよい」というのが放射線防護の大原則です。現在の科学技術では、放射能を消すことはできませんが、除染によって、人があびる放射線量を下げることが可能です。正確に調査・測定し、対策を講じることによって、子どもたちに、より安全・安心な環境や食生活を保障することは可能です。放射線への感受性が高い子どものいのちと健康を守るために、知恵と力を合わせようではありませんか。

原発事故を起こした東京電力と、「安全神話」をふりまき原発を「国策」として推進してきた政府は、すみやかに事故を収束させ、福島の子どもたち、そして日本中の子どもたちに、当たり前の生活、安全・安心な生活をとりもどす責任があります。また、この事故によって生じたすべての被害に対して、早急に賠償する責務が東電と政府にはあります。

国は、放射能汚染・放射能被害から、現在と将来にわたって、子どもたちのいのちと健康、生活を守る責任を果たさなければなりません。放射能汚染・放射能被害から子どもたちを守ることは国の最優先課題です。

これ以上、子どもたちのいのちと健康が放射能によって脅かされ、子どもたちの未来が危険な原発によって奪われることがあってはなりません。政府は原発からの撤退をすみやかに決断すべきです。

全教は、原発から撤退し、自然エネルギーが活かされる日本社会を子どもたちに手渡すため、多くのみなさんと幅広く共同し、運動をすすめます。

1. 国の責任で、放射能汚染の調査・測定を徹底的に行い、情報を公開する

事故直後の線量が一番高い時期に、「給水や買い物の列に並んだ」子どもたち。また、「雨の中で、高校の合格発表を待っていた」子どもたち。そのとき、どれほど被ばくしたことでしょう。政府と東京電力の情報かくしによって、汚染の実態が明らかにされず、被害と不安を大きく広げてしまいました。きめ細かな測定と情報公開の抜本的強化が必要です。

(1) 国の責任で放射線量のきめ細かな測定を徹底的に行うこと

測定箇所を増やし、系統的で正しい放射線量の測定をきめ細かく行うことは、放射線防護対策の大前提です。文科省は、「放射線量等分布マップ」を発表し、第三次補正予算で線量計の配布をすることとしています。しかし、モニタリングポストについては、福島県内と福島隣県に順次設置する計画が立てられたばかりで、十分な対策がとられているとはいえません。国の対策が遅れているもとで、地方自治体は、自主的に線量計を購入し、測定箇所を増やすとりくみを広げています。また、父母・住民・教職員をはじめとした民間の個人・団体による自主的な測定も広がっています。しかし、そもそも放射線量の測定の責任は国にあります。国は、地方自治体や民間のとりくみを財政的に支援しながら、きめ細かな測定を国の責任ですすめなければなりません。

- ①国は、放射線量測定のガイドラインを早急に作成し、公表すること。
- ②国のガイドラインにおいて、学校・通学路・公園・草むらなど子どもが近づく場所、側溝・雨どいなど放射能汚染が心配されるすべての地域・スポットを線量測定箇所とすること。
- ③放射能汚染が心配される地域については、自治体が「放射線量等汚染マップ（仮称）」を作成し、公表すること。空中放射線量や土壌汚染など、放射能汚染の実態を把握するモニタリング調査をきめ細かく、系統的に実施すること。その費用は国が負担すること。
- ④自治体は、放射線量が高い地域の住民の不安にこたえるために、希望者に線量計の貸出しを行うこと。その費用は国が負担すること。
- ⑤国は、自治体が徹底した調査を行えるよう、十分な財政支援を行うとともに、自治体に専門家を派遣し、調査について相談できる体制を保障すること。
- ⑥国と自治体は、すべての測定結果をただちに公開すること。国は、専門家・科学者による第三者機関を設置し、それぞれの測定結果について責任ある見解を示すこと。

(2) 国は、子どもたちの健康調査、治療を継続的に行うこと

- ①福島県とその周辺地域において、児童・生徒・教職員を対象にした学校の定期健康診断の健診項目に内部被ばく検査・甲状腺検査を加えること。必要に応じて、定期健康診断の回数を増やすこと。その費用は国が負担すること。
- ②福島県から県外に避難した子どもについては、福島県が責任を持って把握し、内部被ばく検査・甲状腺検査を行うこと。その費用は国が負担すること。
- ③国は、就学していない子どもや青年を含め、不安を持つすべての希望者が、内部被ばくの検査を無料で受けられるよう早急に体制を整えること。この体制整備にあたっては、福島県外の希望者についても対象とすること。
- ④国は、診断の結果、内部被ばくが明らかになった者に、「健康管理手帳（仮称）」を発行し、定期的かつ恒久的に無料の健康診断と治療を保障すること。
- ⑤国と自治体は、検査機器の増設、検査技師と医師の増員、専門家の配置など、放射線医療体制の整備をすすめること。

2. 国の責任で、放射能検査体制を抜本的に強化し、食の安全を守る

飲み物、食べ物による内部被ばくへの不安が広がるなか、「家庭でも、学校でも、安全な食材を子どもたちに」という親の願いは切実です。しかし、食品の検査体制はまだまだ不十分です。全国の父母・教職員の不安にこたえる早急な対策が求められます。

- ①自治体は、学校給食の安全性について、特別な配慮を行い、食材について全品検査をおこない、結果を父母・保護者などに知らせること。そのため、学校を含むすべての給食調理施設に放射能検査機器を整備し、その費用は国が負担すること。
- ②国は、食品検査体制の抜本的強化をはかること。地域の安全の拠点である学校に検査機器を整備し、住民が利用できるようにすること。
- ③子どもは放射線への感受性が高いことをふまえ、現在の暫定規制値について、国は、専門家、科学者の意見をふまえ、検証、見直しをおこなうこと。

3、放射能被害から子どもたちを守り、安心して学べる教育条件整備を一刻も早く行う

原発事故は放射能被害という長期にわたって子どもたちを苦しめる被害を生み出しました。子どもたちの物理的・身体的な被害とともに精神的被害が大きな問題となっています。また、子どもたちを支える教職員の疲労もピークに達しています。緊急な対応と長期的な対策が求められます。

(1) 放射能を除去し、安全・安心な教育環境をつくること

福島県では、学校・幼稚園の校庭・園庭の表土除去などによる除染作業はほぼ完了したものの、子どもたちにとって身近な通学路や公園、施設などの除染は十分とはいえません。放射能の除去・低減は国の責任で可能な限り早急に、かつ、徹底的におこなうことが重要です。

- ①自治体は、放射能汚染が確認されたすべての校庭・園庭について、表土除去による除染を徹底的におこなうこと。その費用は国が負担すること。
- ②自治体は、子どもたちに身近な公園や通学路、側溝、草むら、森林などの除染も計画的にすすめること。さらに、家屋や公民館、児童館、学童保育など、施設の除染もおこなうこと。その費用は国が援助すること。
- ③除染の推進など、地域の安全を守るために働く自治体職員を増員すること。その費用は、国が負担すること。
- ④汚泥・汚水・落ち葉などの処理や「仮置き場」の確保など、地域の実情に合わせて住民の理解を得ながら自治体の責任ですすめること。最終処理場については、国民的合意を得ながら可能な限り早急に、国が決定すること。
- ⑤国は、安全確保を前提にした除染作業マニュアルを作成すること。・
- ⑥子どもたちが安心して学校生活を送れるように、放射性物質の流入を防ぐことができるエアコンなどをすべての教室・体育館等に設置すること。
- ⑦国は、全国のすべての学校に安定ヨウ素剤を常備できるように、その費用を負担すること。

(2) 学校と子どもたちを守るために教職員をふやすこと

原発事故により転校を余儀なくされた子どもたちの心のケアが必要となっています。同時に、自主的避難も含め、全国各地に避難している子どもたちにも、その対応が求められています。そうした子どもたちを励まし支える教職員の健康を守り、負担を軽減することも緊急の課題となっています。

- ①国は、被災地について、当面、義務教育費国庫負担金を全額負担すること。
- ②国は、被災地などの教員を加配するための予算を中長期的に措置すること。
- ③国は、子どもたちの心のケアのため、教諭、養護教諭、カウンセラー等の増員をすすめること。その際、同一の人が継続して長期にわたって対応できるようにすること。また、子どもたちの転校先においても同様の対応をすること。
- ④国は、生徒の転校や各種申請などに関する膨大な事務作業に対応するため、大幅に事務職員を増員すること。また、安全な給食を提供するため、栄養職員・栄養教諭を増員すること。
- ⑤国と自治体は、子どもたちを支える教職員のいのちと健康を守るための施策を充実させること。

(3) 安心して学び続けられるための施策をおこなうこと

原発事故により仕事を失った家庭、転校を余儀なくされ避難先での生活費に困窮する家庭が多く生まれています。そして、原発事故の影響が全国に広がっているもとの、子どもたちが安心して学び続けられるための全国的な施策が求められています。

- ①被災地において、自治体は、子どもたちが経済的理由で十分な教育を受けられない状況を生まないように、就学援助の認定に万全を期し、子どもたちが安心して学び続けることのできる環境を整えること。
- ②自治体は、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を積極的に活用し、子どもたちの学びを保障すること。とくに、被災地においては「給付制奨学金」制度を創設できるよう、国が責任を持って学びを支える体制を確立すること。
- ③国は、将来にわたって安心して学び続けられるように「ふくしま子ども基金」（仮称）を創設すること。

(4) 福島県独自の教育課題を改善すること

福島県の教育にかかわっては、子どもたちの生活面や学習面での不安、保護者の経済面での負担を考え、とりわけていねいな対応が求められます。

- ①福島県教育委員会は、サテライト校（※）集約に際して、高校生・父母・保護者・教職員の声にそって対応すること。
- ②福島県教育委員会は、被災を口実にした教員採用抑制をおこなわないこと。

※サテライト校・・・原発事故により避難区域に指定された地域の学校が、いくつかの避難区域外の学校に分散し、間借りをして授業を受けています。県は、いまその統合をすすめようとしています。

4. 子どもたちに放射能・エネルギーの正しい認識を培う教育をすすめる

「新・国家エネルギー戦略」を土台にした「安全神話」が学校教育を通して子どもたちにふりまかれてきました。放射線（放射能）や原発について、科学的な真理・真実に基づいた正しい認識を子どもたちに培うことが求められています。

(1) 「安全神話」をふりまいてきた原発推進教育を転換すること

「原子力教育支援事業」は、副読本の普及や、「原子力・放射線に関する教育職員セミナー」などを行い、「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金」を使って子どもたちに「安全神話」をおしつけてきました。文部科学省と経済産業省資源エネルギー庁が発行した、小学生用「わくわく原子力ランド」、中学生用「チャレンジ原子力ワールド」は、その典型と言えます。それに代わって出された「放射線」副読本でも、「すべての放射線は安全」との認識を誘導しようとする内容となっており、「原子力発電所」の危険性や今回の事故にはほとんど触れていません。

原発推進教育の抜本的な転換と防災教育の見直しが必要です。

- ①政府は、「原子力・エネルギー教育支援事業」を廃止すること。
- ②文科省は、原発推進の学習指導要領をただちに見直すこと。
- ③文科省と各県教育委員会は、「安全神話」に基づく副読本を子どもたちにおしつけないこと。

(2) 安全・安心な子どもたちの校外活動が行われるようにすること

小学生が社会見学で訪れる下水処理場やゴミ処理場で、汚泥や消却灰から高い濃度の放射性物質が検出されています。子どもたちが学習の一環として訪れる場所の安全性を確保するため、除染や、汚泥・焼却灰の撤去など、対策が必要です。

- ①市区町村教育委員会は、校外活動についても放射能対策を講じること

5. 子どもたちの未来のために、原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を行う

原子力発電所は、いったん事故が起こると、その被害は時間的・空間的・社会的に広がり、他の事故とはまったく違う危険性をもつことが、今回の福島事故であらためて明らかになりました。「安全神話」をふりまき、地震・津波の国である日本に54基もの原発をつくった歴代政府と電力会社には大きな責任があります。

福島第一原発事故のような惨事を二度と繰り返してはなりません。子どもたちの未来に原発はいりません。政府は、原発から撤退し、自然エネルギー中心の社会へ、政策転換すべきです。

- ①政府は、計画中の原発の建設を中止し、休止している原発の再稼働を認めないこと。原発からの撤退を直ちに決断すること。
- ②国と電力会社は、すべての原発の廃炉に向けた期限を定めたプログラムを策定すること。
- ③国は、自然エネルギーの急速な普及をすすめるプログラムを策定すること。
- ④国は、原発の廃炉、自然エネルギー促進に必要な技術者の養成をすすめること。